

2019年度 経営内容のお知らせ

第3四半期

2019.12

平素は格別のお引き立てを賜り、心から厚く御礼申し上げます。

当金庫の2019年度・第3四半期(4~12月)の業績がまとまりましたのでご報告いたします。

今後も、地域金融機関として地元の皆さまのご期待に応えられるよう全力を尽くしてまいります。

### 預金・貸出金の状況

2019年12月期の預金積金残高は、7,208億円となりました。また、2019年12月期の貸出金残高は 3,616億円となりました。

■預金積金残高

						2019年3月期	2019年12月期
預	金	積	金	残	高	679,355	7 2 0,8 1 4
流	動	性	ŧ	預	金	353,968	3 8 5,9 0 1
定	期	性	ŧ	預	金	3 2 5,2 7 3	3 3 4,8 1 1
そ	の	他	の	預	金	1 1 3	1 0 1

■貸出金残高 (単位:百万円)

				2019年3月期	2019年12月期
貸	出	金残	高	3 4 3,7 5 8	361,665
割	引	手	形	5,021	4,962
手	形	貸	付	26,999	34,919
証	書	貸	付	293,217	300,837
当	座	貸	越	18,519	20,947

# 損益の状況

健全な経営を維持し、地域のお客様の信頼に常に応えていける体制を整えるため、経営体質の強化に努めています。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

				2018年12月期	2019年12月期
経	常	収	益	10,765	1 0,2 3 7
経	常	費	用	9,449	9,036
業	務	純	益	1,442	2,072
⊐	ア業	務 純	益	1,176	1,611
経	常	利	益	1,315	1,201
税	引前当	期純利	益	1,293	1,197

# 出資金及び会員数の状況

信用金庫は、営業地域内の中小企業や住民の方々を会員とした協同組織の地域金融機関です。地域の皆さまからお預かりしたご預金等をもとに、会員の方はもちろん地域の皆さまに広くご融資しております。信用金庫は地域の中小企業や住民の皆さまに安定した資金を提供することで、地域の再生・活性化を図ることを使命としております。

					2019年3月期	2019年12月期
出	資	金	残	高(百万円)	3,446	3,446
会		員		数(人)	73,080	73,005

### 有価証券の状況

当金庫では主に国内の債券を中心に有価証券運用を行っており、2019年12月期の評価損益は8,668百万円 となっております。

(単位:百万円)

				2019년	F3月期		2019年12月期			
			時価	評価損益	うち評価益	うち評価損	時価	評価損益	うち評価益	うち評価損
株		式	12,517	△ 1,927	628	2,556	15,306	944	1,872	927
債		券	131,485	5,302	5,421	119	128,130	4,428	4,593	165
そ	の	他	131,222	193	2,868	2,674	144,300	3,295	5,023	1,728
	合 討	<del> </del>	275,226	3,568	8,918	5,350	287,738	8,668	11,489	2,821

- (注) 1. 上記の「その他」とは外国証券及び投資信託等です。
  - 2. 評価損益には帳簿価額(償却原価)と時価との差額を計上しております。
  - 3. 上記有価証券の保有区分は全額「その他有価証券」です。

#### 不良債権の状況

金融再生法開示債権による不良債権比率は3.36%となりました。不良債権に対しては十分な引当を実施しており、 内部留保とあわせて備えは万全です。

(単位:百万円)

	2019年3月期	2019年9月期
金融再生法上の不良債権(A)	1 2,2 9 5	1 1,8 7 9
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,895	3,675
危 険 債 権	6,620	6,496
要管理债権	1,779	1,706
正常債権	3 3 2,5 2 1	3 4 1,3 6 9
合 計(B)	3 4 4,8 1 7	3 5 3,2 4 8
不 良 債 権 比 率 ( A ) / ( B )	3.56%	3.36%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻の状態に陥っている債務者に 対する債権及びこれらに準ずる債権です。
  - 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の 回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
  - 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
  - 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危 険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

#### 自己資本の状況

当金庫の2019年9月期の自己資本比率は、10.90%となりました。国内基準の4%を大幅に上回っており、経営 の健全性を維持しております。

(単位:百万円)

	2019年3月期	2019年9月期
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	47,755	48,317
コア資本に係る調整項目の額(口)	1 4 1	163
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	47,614	48,153
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	4 2 2,5 8 5	441,464
単体自己資本比率(ハ)/(二)	11.26%	10.90%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及 び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年 金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

当資料に掲載している四半期情報は、当金庫へのご理解を深めていただくために任意に開示しているものであ り、会計監査人の監査は受けておりません。

また、各計数につきましては、単位未満を切り捨てて表示しております。